

1. 料金体系の検討

【検討ケースの追加】

第4回部会においてベースとしたケース3について、現状のメーター使用料を考慮したケース4を追加した。ケース4の条件は以下のとおりである。

- ・ケース3はメーター口径13mmから25mmまでの基本料金を同額としたが、現状はメーター使用料で口径毎に料金差を設けているため、このメーター使用料の料金差を考慮することとした。
- ・具体的には、現状のメーター使用料を26%改定したと仮定して、その料金差と同等の差がつくよう13mmから25mmまでの基本料金を設定した。

表1 検討ケース

ケース	ケース設定※1	料金体系	料金構造※2	従量料金	対応課題
ケース1-1	・口径別料金体系、単一料金制に変更するケース	口径別	32：68	単一制	用途別料金体系 料金構造 逓増制従量料金
ケース1-2	・口径別料金体系、単一料金制に変更するケース ・13mmから25mmの基本料金は同額	口径別	32：68	単一制	用途別料金体系 料金構造 逓増制従量料金
ケース2	・口径別料金体系に変更するが、逓増制は緩和して維持するケース ・13mmから25mmの基本料金は同額	口径別	32：68	逓増制 (緩和)	用途別料金体系 料金構造 逓増制従量料金
ケース3	・口径別料金体系に変更するが、逓増制は緩和して維持するケース ・13mmから25mmの基本料金は同額 ・ケース1と2に対して少量使用者に配慮	口径別	32：68	逓増制 ただし、府内平均を下回る水準	用途別料金体系 料金構造
ケース4 (今回追加)	・口径別料金体系に変更するが、逓増制は緩和して維持するケース ・13mmから25mmの基本料金に現行のメーター使用料(26%改定)と同等の差をつける ・ケース1と2に対して少量使用者に配慮	口径別	32：68	逓増制 ただし、府内平均を下回る水準	用途別料金体系 料金構造

※1：13mm、25mmはメーター口径のことを示す。

※2：左値：右値＝基本料金：従量料金

【検討結果】

ケース3とケース4の基本料金と従量料金を比較すると以下のとおりである。

表2 ケース3とケース4の比較

		基本料金 (税抜)			従量料金 (1m ³ につき) (税抜)			
		ケース3	ケース4	差(4-3)	ケース3	ケース4	差(4-3)	
メ ー タ ー 口 径	13mm	1,220円	1,180円	-40円	1 m ³ ～10 m ³	100円	100円	0円
	20mm	1,220円	1,300円	80円	11 m ³ ～20 m ³	180円	185円	5円
	25mm	1,220円	1,530円	310円	21 m ³ ～30 m ³	240円	230円	-10円
	30mm	4,540円	4,540円	0円	31 m ³ ～40 m ³	260円	260円	0円
	40mm	8,070円	8,070円	0円	41 m ³ ～	285円	285円	0円
	50mm	14,740円	14,740円	0円				
	75mm	32,440円	32,440円	0円				

【新料金表（案）の選定】

新料金表（案）はケース4を選定する。ケース4の特徴は以下のとおりである。

- ・口径別料金体系への変更により、料金単価の設定根拠が明確になる。また、ケース3と比較し、現状のメーター使用料の料金差が考慮されるため、現行料金に対する料金改定率について、口径による差は緩和される。
- ・基本料金と従量料金の比率について、現状の21%：79%から改定後は32%：68%に変更することにより、有収水量の減少が水道料金に影響を与えにくい料金構造となる。
- ・料金体系、料金構造の変更に伴う一般使用者の負担増加を抑制するため、逓増制は維持するが、逓増度は府内平均を下回る水準である。

表3 新料金表（案）（ケース4）

単位：円（税抜）

		基本料金		従量料金 (1m ³ につき)	
メ ー タ ー 口 径	13mm	1,180円	1 m ³ ～10 m ³	100円	
	20mm	1,300円	11 m ³ ～20 m ³	185円	
	25mm	1,530円	21 m ³ ～30 m ³	230円	
	30mm	4,540円	31 m ³ ～40 m ³	260円	
	40mm	8,070円	41 m ³ ～	285円	
	50mm	14,740円			
	75mm	32,440円			

